

宍粟市地域自立支援協議会組織図(令和5年度) (案)

宍粟市地域自立支援協議会 (全体会)

(協議事項)

- 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の目標、現状と課題及び今後の取組
- 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定
- 地域生活の支援に係る関係機関による連携及び支援の体制の構築
- 地域生活の支援に係る情報の収集、提供及び普及啓発
- その他地域生活の支援

地域自立支援協議会の分野別の協議の場として、次の2つの部会を置く。

- ①就労支援部会
- ②保健・医療・福祉部会

就労支援部会 随時

(協議事項)

- 就労支援ネットワークの強化や雇用促進の支援
- 就労への理解促進の啓発活動
- 工賃の向上のための企業への働きかけ
- 職場への定着支援

部長 (次回の部会で決定)
 副部長 (同上)
 部会員 中村 美香
 春名 郷子
 内海 英満
 鷹江 正義
 (調整中)
 塚崎 暁則
 塚本 ゆきみ
 武末 一彦
 楳谷 米男

保健・医療・福祉部会 随時

(協議事項)

- 地域包括ケアシステム構築
- 地域生活支援拠点の整備と地域移行支援
- 虐待防止・権利擁護の検討
- 障がい児の療育及び教育についての相談及び家庭への支援

部長 (次回の部会で決定)
 副部長 (同上)
 部会員 竹内 克吏
 濱本 さとみ
 見當 智
 黒宮 マキ子
 東 由美
 堂田 俊彦
 坂口 信裕
 藤本 景子
 三木 寿和
 三宅 あゆみ

障害福祉サービスの提供状況

(1) 訪問系サービス

(月平均)

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
		実績値	見込量	実績値	進捗率	見込量
居宅介護（ホームヘルプ）	時間	204	275	229	83.3	275
	人	24	28	27	96.4	28
重度訪問介護	時間	0	0	43	—	0
	人	0	0	1	—	0
同行援護	時間	36	45	52	115.6	45
	人	5	7	6	85.7	7
行動援護	時間	58	58	58	100.0	58
	人	1	1	1	100.0	1
合計	時間	298	378	382	101.1	378
	人	30	36	35	97.2	36

(2) 日中活動サービス

(月平均)

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
		実績値	見込量	実績値	進捗率	見込量
生活介護	人日	3,443	3,200	3,347	104.6	3,200
	人	165	155	162	104.5	155
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	人日	23	16	54	337.5	16
	人	1	2	3	150.0	2
療養介護	人	8	7	7	100.0	8
短期入所（ショートステイ）	人日	90	113	58	51.3	113
	人	12	15	9	60.0	15
就労移行支援	人日	38	42	58	138.1	42
	人	2	2	3	150.0	2
就労継続支援（A型）	人日	466	485	396	81.6	505
	人	24	24	21	87.5	25
就労継続支援（B型）	人日	2,563	2,560	2,543	99.3	2,575
	人	143	145	147	101.4	146
就労定着支援	人	1	1	1	100.0	1

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
		実績値	見込量	実績値	進捗率	見込量
市役所からの福祉施設等への優先発注金額	千円	2,912	3,500	2,787	79.6	3,700

(3) 居住系サービス

(月平均)

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
		実績値	見込量	実績値	進捗率	見込量
共同生活援助（グループホーム）	人	44	41	45	109.8	46
うち、精神に障がいのある人	人	17	13	17	130.8	16
施設入所支援	人	128	121	128	105.8	120

(4) 相談支援

(月平均)

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
		実績値	見込量	実績値	進捗率	見込量
計画相談支援	人	99	96	105	109.4	98

(5) 障害児通所支援等

(月平均)

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
		実績値	見込量	実績値	進捗率	見込量
児童発達支援	人日	106	172	104	60.5	202
	人	35	42	35	83.3	45
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	—	1
	人	0	0	0	—	1
放課後等デイサービス	人日	417	545	526	96.5	625
	人	73	74	77	104.1	78
保育所等訪問支援	人日	1	3	1	33.3	4
	人	1	2	1	50.0	2
居宅訪問型児童発達支援	人日	1	0	6	—	0
	人	1	0	1	—	0
障害児相談支援	人	27	28	28	100.0	29
医療的ケア児コーディネータ配置	人	2	1	2	200.0	1

地域生活支援事業の提供状況

(1) 必須事業

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
		実績値	見込量	実績値	進捗率	見込量
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	100.0	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	100.0	有

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
		実績値	見込量	実績値	進捗率	見込量
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	100.0	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	100.0	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	100.0	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	0.0	有

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
		実績値	見込量	実績値	進捗率	見込量
成年後見制度利用支援事業	件	0	1	0	0.0	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	0.0	有

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度		令和5年度		
		実績値	見込量	実績値	進捗率	見込量	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	621	850	676	79.5	850
	手話通訳者設置事業	人	2	2	2	100.0	2

※2人のうち1人は手話率士員を配置

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
		実績値	見込量	実績値	進捗率	見込量
介護・訓練支援用具	件	3	1	8	800.0	1
自立生活支援用具	件	6	6	0	0.0	6
在宅療養等支援用具	件	3	4	7	175.0	4
情報・意思疎通支援用具	件	7	6	6	100.0	6
排泄管理支援用具	件	782	845	680	80.5	845
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	1	1	0	0.0	1
小児慢性特定疾病日常生活用具	件	1	-	0	-	-
【合計】	件	803	863	701	81.2	863

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
		実績値	見込量	実績値	進捗率	見込量
移動支援事業（ガイドヘルプ）	人	6	8	6	75.0	8
	時間	344	620	382	61.6	620

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
		実績値	見込量	実績値	進捗率	見込量
地域活動支援センター事業	か所	2	1	2	200.0	1
	人	7	8	8	100.0	8

(2) 任意事業

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度		令和5年度		
		実績値	見込量	実績値	進捗率	見込量	
①スポーツ教室等開催事業	実施の有無	有	有	有	100.0	有	
②自動車運転免許取得費助成事業	件	1	1	2	200.0	1	
③自動車改造費助成事業	件	2	1	2	200.0	1	
④知的障害者職親委託事業	職親登録数	人	4	4	4	100.0	4
	利用者数	人	0	1	0	0.0	1
⑤点字・声の広報事業	実施の有無	有	有	有	100.0	有	
⑥訪問入浴サービス事業	人/月	0	1	1	100.0	1	
⑦更生訓練費給付事業	人/月	2	2	2	100.0	2	
⑧生活支援事業（生活訓練等）	人	20	23	18	78.3	23	
⑨日中一時支援事業（日中ショートステイ）	人	29	35	29	82.9	35	
⑩福祉ホーム事業	人	1	1	1	100.0	1	

市単独事業の提供状況

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度
		実績値	実績値
外出支援サービス事業	登録者数（人）	878	731
	実利用者数（人）	641	493
	利用回数（回）	26,324	18,021
重度障害者（児）自立支援金	実利用者数（人）	46	障害者（児） 通所支援金支給事業に改変
	実利用者数（人）	14	
	計	60	
障害者支援施設等通所費補助事業	実利用者数（人）	137	241人 （者181人、 児60人）
心身障害児療育訓練等通所費補助事業	実利用者数（人）	28	
療育訓練事業	実利用者数（人）	8	7
	利用回数（回）	35	28
西播磨障害児療育事業	療育相談（人）	1	0

令和5年度宍粟市障害者就労施設等優先調達推進方針（案）

令和5年 月 日策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第4条第1項に規定する「地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。」との趣旨を踏まえ、同法第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づき国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ①障害者の雇用者数が5人以上
 - ②障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が3.0%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5 推進方法

(1) 推進の体制

ア 障害者就労施設等優先調達推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

イ 連絡会議を構成する課は、その属する部局内の連絡調整等を行う。

(2) 調達の方法

各部局が調達を円滑に進めることができるよう、障害者支援担当課は障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を提供する。

(3) 随意契約の活用

物品等の調達に当たっては、競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令の規定に基づく随意契約を活用し障害者就労施設等からの調達を積極的に推進する。

(4) 調達実績の取りまとめ及び公表

本推進方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要について、毎年度終了後に取りまとめ、公表する。

6 調達の目標

令和5年度調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 3,700,000円

7 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

令和5年度 市民ロビー販売会

*毎月開催します。各事業所を2班編成にし隔月参加で実施します。

*開催日は毎月第4金曜日を基本とし、その日が祝日の場合は翌週金曜日に開催します。

A班		B班	
4月28日(金)		5月26日(金)	
6月23日(金)		7月28日(金)	
8月25日(金)		9月22日(金)	
10月27日(金)		11月24日(金)	
12月22日(金)		1月26日(金)	
3月1日(金)		3月22日(金)	
事業所名	主な販売品	事業所名	主な販売品
すみれ	パン 犬のおやつ (鹿肉加工品)	作業所はりまっ子 山崎店	どらやき ドーナツ パン
はりま自立の家	クッキー	しそう自立の家	さをり織り 陶芸品
さつき園	シフォンケーキ クッキー ホットドック しそシロップ 柚子シロップ 小物	ひまわりの家	シフォンケーキ さをり織り 小物 アクセサリー
ワークプラザすぎの木	木製おもちゃ 揚げおかき ぶどうなど	ラポール太陽	サーモン 野菜
みみずく耕房	野菜 ハーブティー 加工野菜	ちょびっと chobit	弁当 唐揚げ
/	/	あゆみ (販売休止中)	

就労支援事業所の販売会実績表 令和4年度

(単位:円)

事業所種類	事業所名	班分	令和4年度												令和3年度 実績	令和2年度 実績	令和5年度 実績	平成30年度 実績	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					計
就労A型	すみれ	市A	22,615		18,840		1,390		17,325		21,045		3,190		84,405	62,020	23,695	37,630	26,940
	作業所 はりまっ子 山崎店	市B		48,400		45,300		55,000		53,450		43,390		50,450	295,990	124,600	181,260	218,910	275,990
	ラポール太 陽	市B		9,100		20,500		12,000		19,060		15,100		10,500	86,260	96,080	—	—	—
就労B型	あゆみ	市B													0	25,930	126,590	169,095	136,000
	さつき園	市A	18,240		14,415		11,800		11,875		欠		10,450		66,780	67,005	44,965	64,900	91,910
	ワークプラザ すきの木	市A	10,515		8,100		38,110		15,100		17,020		13,100		101,945	75,040	93,425	119,260	126,230
	ひまわりの家	市B		13,600		欠		12,600		17,500		19,240		11,700	74,640	67,945	99,245	69,390	87,430
	みみずく 耕房	市A	16,700		15,750		欠		25,250		25,850		23,150		106,700	62,900	62,850	135,010	—
生活介護	しろう 自立の家	市B		欠		欠	欠	5,600		欠		欠		7,300	12,900	17,450	16,795	22,250	81,490
	はりま 自立の家	市A	14,400		16,400		欠		17,800		19,300		12,000		79,900	70,400	71,950	85,860	67,500
合計			82,470	71,100	73,505	65,800	51,300	85,200	87,350	90,010	83,215	77,730	61,890	79,950	909,520	669,370	720,775	922,295	893,490

† (8か月間) † (5か月間、市ロビートイオンで開催)

※ 市 : 栗原市役所市民ロビート販売会

669,370 720,775 922,295 903,460

令和5年度障害者理解啓発事業実施予定

4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	9/15～29手話言語の国際デー啓発イベント
10月	
11月	11/10～11/24こころのバリアフリー展（就労事業所への作品依頼）
12月	講演会（ユニバーサルに関する講演会等）
1月	
2月	
3月	
その他	作品展（北部地域での展示等） パラスポーツ体験会

手話施策関連の主な取組(令和4年度)

(1)手話通訳者の派遣

目的	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人の情報保障、コミュニケーションの支援として、手話通訳者を派遣し、意思疎通支援を行います。
----	--

区分	派遣回数	区分	人数
市登録手話通訳者	410	手話通訳者登録者数	13
ひょうご通訳センター	34		
計	444		

(2)手話通訳者の確保・養成

目的	適切な情報保障及びコミュニケーション支援を行うため、資格取得のための試験対策講座や現任研修等を開催し、手話通訳者のレベルアップを図ります。
----	---

区分	実施回数	受講者
手話通訳士試験対策講座	4	9
手話通訳者全国統一試験対策講座	4	3
登録者現任研修	3	13
レベルアップ講座(2クラス)	12	13

(3)手話奉仕員養成事業

目的	ろう者との交流活動や広報活動の支援者として、日常会話程度の手話ができる手話奉仕員を養成します。
----	---

区分	実施回数	受講者	修了者
手話奉仕員養成講座(入門)	20	10	5
手話奉仕員養成講座(基礎)	22	5	5

(4)手話教室の開催

目的	手話やろう者に対する理解を深めるため、手話教室を開催します。
----	--------------------------------

区分	実施回数
学校園所	10
事業者	2
民生委員やグループ、市職員	3
計	15

(5)普及啓発事業

イベント名	実施時期
手話言語の国際デー啓発イベント	令和4年9月16日～9月30日
みんなをつなぐ心のバリアフリー展	令和4年12月16日～12月23日

第4次宍粟市障害者計画等の策定方針

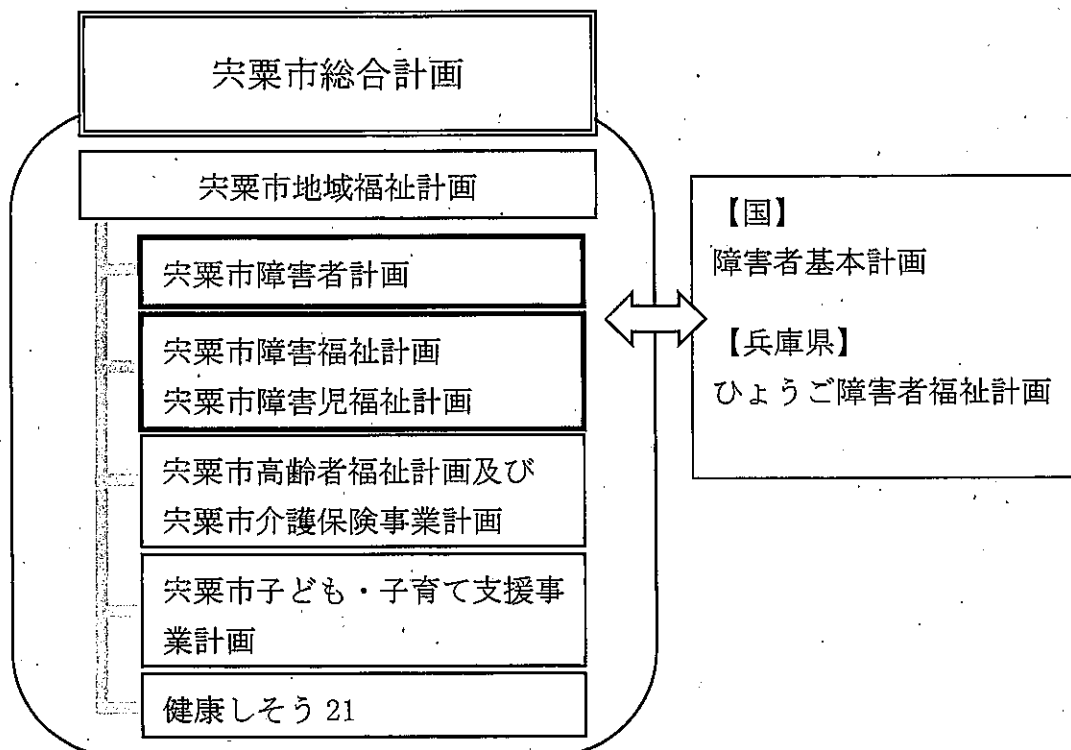
1. 計画策定の趣旨及び計画の位置づけ

現行の第3次宍粟市障害者計画、第6期宍粟市障害福祉計画及び第2期宍粟市障害児福祉計画の令和5年度末の計画期間満了に伴い、法律の規定に基づき、下記3計画を策定する。


計画名	策定根拠	計画内容
第4次宍粟市障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	地域の障がいのある人の福祉に関する基本的な事柄を定める計画
第7期宍粟市障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	障害福祉サービスの提供に関し、必要なサービス量の見込みやその確保の方策などを定める実施計画
第3期宍粟市障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20第1項	障害児通所支援及び障害児相談支援のサービス量の見込みやその確保の方策などを定める実施計画

2. 他計画との関連

市の最上位計画である「第2次宍粟市総合計画後期基本計画」をはじめ、「第3期宍粟市地域福祉計画」などの福祉関連計画と整合性を図った計画とする。



3. 計画の期間

		(年度)					
計画名		令和 6	7	8	9	10	11
基本計画  実施計画	宍粟市障害者計画	第4次（令和6～11年度）					
	宍粟市障害福祉計画	第7期 （令和6～8年度）			第8期 （令和9～11年度）		
	宍粟市障害児福祉計画	第3期 （令和6～8年度）			第4期 （令和9～11年度）		

4. 計画策定にあたっての基本的な考え方

(1) 第3次宍粟市障害者計画等の評価を踏まえた計画策定

第3次宍粟市障害者計画、第6期宍粟市障害福祉計画及び第2期宍粟市障害児福祉計画の実績、評価を踏まえた計画策定とする。

(2) 障がいのある人（児）のニーズを把握

障がいのある人（児）を対象に「生活実態調査」を実施し、当事者のニーズにあった計画とする。

(3) 国や県の障害者基本計画等との整合

国、県の障害者計画や基本指針、市の総合計画等と整合性を図った計画とする。

(4) 市民意見を反映した計画

①宍粟市地域自立支援協議会

学識経験者、民生委員児童委員、当事者らからなる協議会で幅広い分野からの意見を取り入れる。

②議会

策定段階から文教民生常任委員会へ十分な情報提供を行い、議会からのさまざまな意見、提言を受ける。

③パブリックコメント

計画案について広く市民の意見を募るため、パブリックコメントを実施する。

5. 計画の策定体制

- (1) 「我が事・丸ごと」地域共生社会推進本部会議
市長、副市長、教育長及び部長職による推進本部会議で計画骨子、素案の審議・検討を行う。
- (2) 宍粟市地域自立支援協議会
20名の委員で構成する地域自立支援協議会で計画案を策定する。
- (3) 庁内検討会議
障害福祉課を中心に、関係部局担当者を含む検討会議を設置し、計画策定の進捗管理や論点整理を行う。

6. 計画の主な内容

- (1) 計画の理念、基本目標、基本施策の設定
- (2) 現状分析と重点課題の検討による論点整理
- (3) 障害福祉サービス等の見込量と確保策の設定
- (4) 障害児支援事業の見込量と確保策の設定

7. 計画策定のスケジュール

別紙「第4次宍粟市障害者計画、第7期宍粟市障害福祉計画及び第3期宍粟市障害児福祉計画 策定スケジュール」のとおりとする。

(令和4年度の取組)

- ①市内の障がいのある人（児）全員を対象に生活実態調査を実施する。（対象者：約2,600人）
- ②計画策定業務の委託業者を決定し、生活実態調査の集計分析及び前期計画の検証資料を作成。

第4次宍粟市障害者計画、第7期宍粟市障害福祉計画及び第3期宍粟市障害児福祉計画 策定スケジュール

	R4. 6月～8月			9月			10月			11月			12月			R5. 1月			2月			3月			4月			5月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
市	策定方針案作成			アンケート案作成			アンケート案調整			委託業者選定			アンケート確定			アンケート発送・回収			アンケート集計・分析・報告書作成											
地域自立支援協議会 (計画策定)	庁内検討会議設置(随時、必要に応じ協議)						策定方針・本部会議決定			アンケート最終確認						委員選任			アンケート報告書(送付) 第1回											
議会等	第1回			第2回						策定方針・スケジュール報告																		アンケート報告書		

	R5. 6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			R6. 1月			2月			3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
市	計画骨子案の作成			計画骨子案の作成			計画骨子:本部会議決定			計画骨子:本部会議決定			計画素案:本部会議決定			計画素案:本部会議決定			パブリックコメント			計画決定:本部会議決定			計画公表					
地域自立支援協議会 (計画策定)				第2回						第3回												第4回						第5回		
議会等				計画骨子案報告									計画素案報告			議会意見 ⇒ 議会意見の反映			パブリックコメント報告			計画提出								

地域生活支援拠点整備について

○令和3年3月に地域生活支援拠点のしくみを整備（別紙1）

○地域生活支援拠点整備に必要な5つの機能（別紙2）

- ① 相談
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

（現状）

・相談

宍粟市基幹相談支援センターにおいて相談を受け、市内の相談支援事業所とも連携を行ない、必要なサービスに繋がっている。

・専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な人達への対応が十分に図られるよう、相談事業所においてもコーディネーターの養成研修等を受講している。

・緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、地域の体制づくり

関係機関との協議等が必要なこともあり、体制づくりができていない状況である。

これまでにあったケースなどを基に、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保ができるよう、関係機関と協議を行う必要がある。

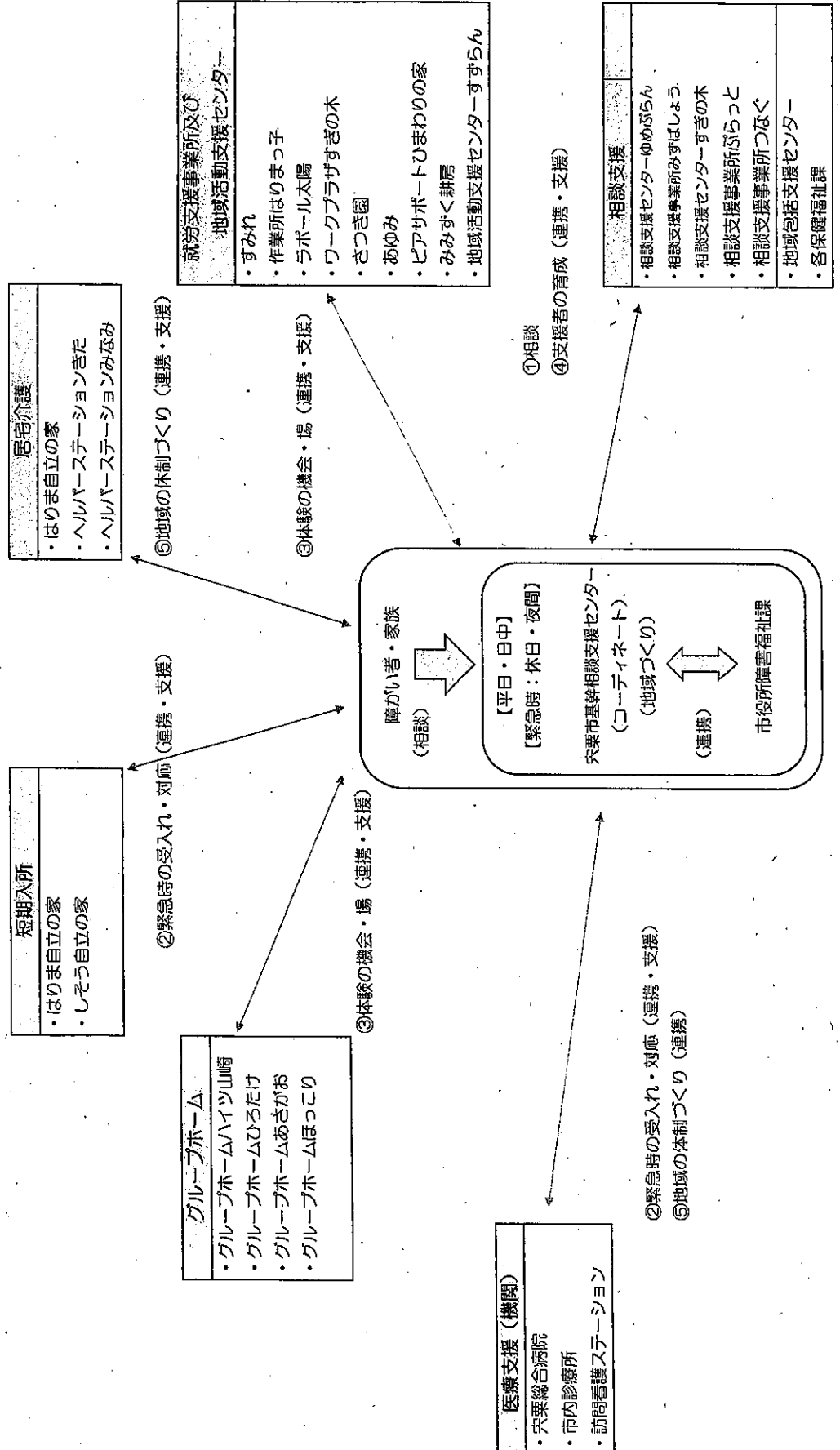
また、場合によっては市内・市外を問わず、広域での連携がとれるよう他市町の現状も確認し、協議を行う必要がある。

宍粟市障がい者地域生活支援拠点等整備

(別紙1)

備える機能	具体的な取組
①相談	★相談支援機能は、宍粟市基幹相談支援センターを中心に相談支援事業所と連携し、必要なサービスにつなげる。
②緊急時の受入れ・対応	★緊急時の受入れ・対応には、短期入所受入れ可能な施設や医療機関と連携を図る。
③体験の機会・場	★体験の機会・場の提供は、市内の事業所と連携を図り、支援を行う。
④人材の確保・養成	★支援を必要とする方に、適正なサービスに繋がる相談対応ができる人材の育成や確保を図る。
⑤地域の体制づくり	★市内や市外のサービスと連携し、支援することにより、地域で自立した生活ができる体制とする。

※下に示す各支援機関が連携し、障がい者の地域での生活を支援する。



地域生活支援拠点等の整備について

(別紙2)

●趣旨

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することにより、障害者等の地域での生活を支援する。

●必要な機能（具体的な内容）

① 相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

(例:「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等)

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

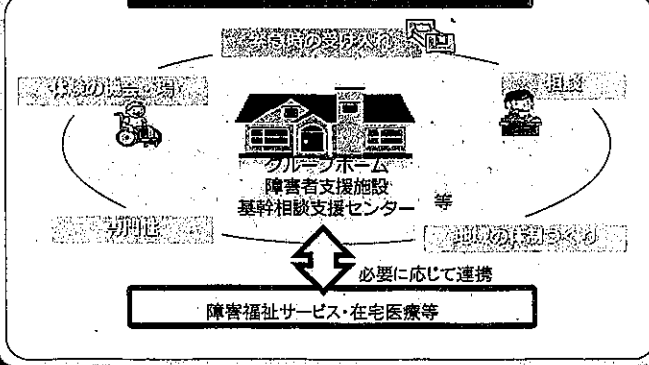
※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

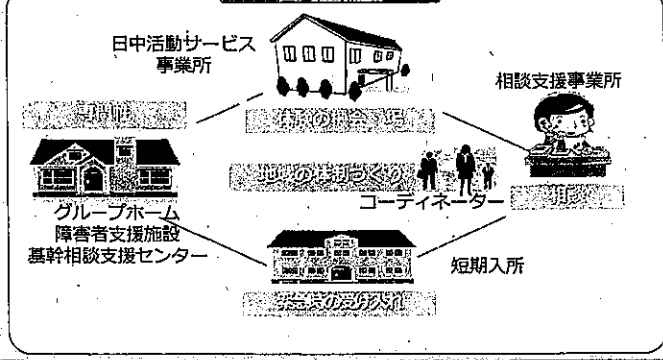
市町村(圏域)

① 支援者の協力体制の確保・連携 ② 拠点等における課題等の把握・活用 ③ 必要な機能の実施状況の把握

多機能拠点整備型



面的整備型



バックアップ

都道府県

- ・ 整備、運営に関する研修会等の開催
- ・ 管内市町村の好事例(優良事例)の紹介
- ・ 現状や課題等を把握、共有